

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等 （省略） （注）（省略） 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続） 1 （省略） 2 <u>「事業内容」欄の「取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分」欄</u> <u>には、評価会社の事業内容を具体的に記載します。「業種目番号」欄</u> <u>には、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目番号を記載します</u> <u>（類似業種比準価額を計算しない場合は省略しても差し支えありませ</u> <u>ん。）。「取引金額の構成比」欄には、評価会社の取引金額全体に占</u> <u>める事業別の構成比を記載します。</u> <u>（注）「取引金額」は直前期末以前1年間における評価会社の目的と</u> <u>する事業に係る収入金額（金融業・証券業については収入利息及</u> <u>び収入手数料）をいいます。</u> 3 「1．株主及び評価方式の判定」の「判定要素（課税時期現在の株 <u>式の所有状況）」の各欄は、・・・。</u> (1)～(5) （省略） 4 「2．少数株式所有者の評価方式の判定」欄は、・・・。 (1)～(3) （省略） 5 「3．会社の規模（Lの割合）の判定」の「判定要素」の各欄は、 次により記載します。</p>	<p>取引相場のない株式（出資）の評価明細書の記載方法等 （同左） （注）（同左） 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続） 1 （同左） （新設）  2 「1．株主及び評価方式の判定」の「判定要素（課税時期現在の株 <u>式の所有状況）」の各欄は、・・・。</u> (1)～(5) （同左） 3 「2．少数株式所有者の評価方式の判定」欄は、・・・。 (1)～(3) （同左） 4 「3．会社の規模（Lの割合）の判定」の「判定要素」の各欄は、 次により記載します。</p>

改正後	改正前
<p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) <u>評価会社が「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」のいずれの業種に該当するかは、直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定し、その取引金額のうち2以上の業種に係る取引金額が含まれている場合には、それらの取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定します。</u></p> <p>(5) 「会社規模とLの割合(中会社)の区分」は、・・・。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>6 「4.増(減)資の状況その他評価上の参考事項」欄には、・・・。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>第2表 (省略)</p> <p>第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書</p> <p>1~2 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 「会社規模とLの割合(中会社)の区分」は、・・・。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>5 「4.増(減)資の状況その他評価上の参考事項」欄には、・・・。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>第2表 (同左)</p> <p>第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書</p> <p>1~2 (同左)</p> <p>3 <u>「3.株式に関する権利の価額」の「配当期待権」欄には、次により計算した「1株当たりの予想配当金額」及び「源泉徴収されるべき所得税相当額」を記載します(この場合、申告時には事後的な計算となりますので、留意してください。)</u></p> <p>(1) <u>1株当たりの予想配当金額</u></p> $\text{1株当たりの現金配当の金額} + \left\{ \begin{array}{l} \text{⑦又は⑱} \\ \text{の金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式配当} \\ \text{の配当率} \end{array} \right\}$ <p><u>= 1株当たりの予想配当金額</u></p>

改正後	改正前
<p>3 「4. 株式及び株式に関する権利の価額」欄には、次により記載します。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 源泉徴収されるべき所得税相当額</p> <p>イ 1株当たりの配当所得に係る収入金額</p> $\frac{1株当たりの現金配当の金額 + \left\{ \begin{array}{l} \text{交付を受ける株式の} \\ \text{1株当たりの額面金額} \end{array} \right.}{\text{株式配当の配当率}} = 1株当たりの配当所得に係る収入金額$ <p>ロ 源泉徴収されるべき所得税相当額</p> $1株当たりの配当所得に係る収入金額 \times \text{源泉徴収税率} = \text{源泉徴収されるべき所得税の額}$ <p>(注) 源泉徴収税率は、総合課税の場合には20%、源泉分離課税の場合には35%となります。</p> <p>4 「4. 株式及び株式に関する権利の価額」欄には、次により記載します。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(注) 株式配当の制度は、商法等の一部を改正する法律(平成2年法律第64号)により廃止されていますが、商法第293条ノ2《利益の資本組入れ》の規定による利益の資本組入れとその組み入れた利益を原資とする同法第218条《株式分割》の規定による株式分割とを同時に行うと、従来の株式配当と同様の効果がもたらされるものとされています。</p> <p>そこで、この利益の資本組入れと株式分割が同時に行われた場合には、従来の株式配当が行われたものとして、この表の「1. 原則的評価方式による評価」の「株式の価額の修正」欄の計算及び配当期待権の評価について上記3の計算を行います。第4表以下において、株式配当に伴う比準価額の修正等を行う場合も同様</p>

改正後	改正前
<p>第4表 類似業種比準価額等の計算明細書</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 「3.類似業種比準価額の計算」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「類似業種と業種目番号」欄には、第1表の1の「事業内容」欄に記載された評価会社の事業内容に応じて、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目及びその番号を記載します。</p> <p><u>この場合において、評価会社の事業が該当する業種目は直前期末以前1年間の取引金額に基づいて判定した業種目とします。</u></p> <p><u>なお、直前期末以前1年間の取引金額に2以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合の業種目は、業種目別の割合が50%を超える業種目とし、その割合が50%を超える業種目がない場合は、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目とします。</u></p> <p><u>イ 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合</u></p> <p><u>その中分類の中にある類似する小分類の「その他の業」</u></p> <p><u>ロ 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合(イに該当する場合は除きます。)</u></p> <p><u>その中分類の業種目</u></p> <p><u>ハ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合</u></p>	<p><u>です。</u></p> <p>第4表 類似業種比準価額等の計算明細書</p> <p>1～2 (同左)</p> <p>3 「3.類似業種比準価額の計算」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「類似業種と業種目番号」欄には、第1表の1の「事業内容」欄に記載された評価会社の事業内容に応じて、別に定める類似業種比準価額計算上の業種目及びその番号を記載します。</p>

改正後

改正前

その大分類の中にある類似する中分類の「その他の業」  
 三 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（八に該当する場合は除きます。）

その大分類の業種目  
 ホ イから二のいずれにも該当しない場合  
 大分類の業種目の中の「その他の産業」

(注) 業種目別の割合 =  $\frac{\text{業種目別の取引金額}}{\text{評価会社全体の取引金額}}$

また、類似業種は、業種目の区分の状況に応じて、次によります。

業種目の区分の状況	類似業種
上記により判定した業種目が小分類に区分されている業種目の場合	小分類の業種目とその業種目の属する中分類の業種目とをそれぞれ記載します。
上記により判定した業種目が中分類に区分されている業種目の場合	中分類の業種目とその業種目の属する大分類の業種目とをそれぞれ記載します。
上記により判定した業種目が大分類に区分されている業種目の場合	大分類の業種目を記載します。

(注) (省略)

(2) (省略)

なお、類似業種は、業種目の区分の状況に応じて、次によります。

業種目の区分の状況	類似業種
小分類まで区分されている業種目	小分類の業種目とその業種目の属する中分類の業種目とをそれぞれ記載します。
中分類まで区分されている業種目（小分類のない業種目）	中分類の業種目とその業種目の属する大分類の業種目とをそれぞれ記載します。
大分類のみの業種目	大分類の業種目を記載します。

(注) (同左)

(2) (同左)

改正後	改正前
第5表～第8表 (省略)	第5表～第8表 (同左)